

『新書』容経篇について

佐藤, 明
九州大学大学院

<https://doi.org/10.15017/18066>

出版情報：中国哲学論集．7，pp.16-30，1981-10-20．九州大学中国哲学研究会
バージョン：
権利関係：



『新書』容経篇について

佐藤 明

容経篇は『新書』の中の特異な形式をもつ一篇であるが、従来全く注目されることはなかった。そこで小論では、まずこの容経篇がいかなる内容のものであるか紹介し、次にその成立の背景について考察を加えた上で、漢初における容と礼の関係について述べ、最後に容経篇と賈誼及び当時の思想情況との関係について触れてみたい。

一、容経篇の内容

容経篇は全体が、経の部分・容の部分・及びその解説と思われる部分の三部から構成されている。これは『新書』の他の篇が、論説または説話の形式で著述されているのとは異なった形式をもっている。小論においては、この三部を経部・容部・解説部と名づけ、これらの内容を順を追って補足を加えながら紹介してみたい。なお『新書』のテキストとしては、盧文弨の校定した抱経堂双書本が勝れているのでこれを用いることにする。

(一) 経部

経部は、(1)「志色之経」・(2)「容経」・(3)「視経」・(4)「言経」と題せられている四つの章よりなる。これらは短いいもので容経篇全体の中心をなすものでもあるので、その全文を書き下し文として次に掲げる。

(1) 志に四興有り。朝廷の視は、淵然として清くして以て嚴。祭祀の志は、愉然として思ひて以て和。軍旅の志は、佛然愠然として精にして以て厲。喪紀の志は、澀然愴然として憂へて以て湫。四志中^{うち}に形し、四色外に発す。維如。

(最後の部分「維如」の下には欠文がある。)「志色之経」

(2) 容に四起有り。朝廷の容は、師師然翼翼然として整にして以て敬。祭祀の容は、遂遂然粥粥然として敬にして以て

婉。軍旅の容は、渥然肅然として固くして以て猛。喪紀の容は、恟然懾然として還らざるがごとし。〔容経〕

(3) 視に四則有り。朝廷の視は、端流平衡。祭祀の視は、視ること將有るがのとし。軍旅の視は、固く植ちて虎のごとく張る。喪紀の視は、下流垂綱。〔視経〕

(4) 言に四術有り。言敬にして以て和なるは、朝廷の言なり。言を文りて以て序あるは、祭祀の言なり。氣を屏め声を折るは、軍旅の言なり。言足らざるがときは、喪紀の言なり。〔言経〕

これら四章の中で、この篇全体の篇名ともなっている(2)の〔容経〕と形の上で最も整っている(3)の〔視経〕とを原文で示すと、

(2) 容有四起。

朝廷之容、師師然翼翼然、整以敬。

祭祀之容、遂遂然粥粥然、敬以婉。

軍旅之容、渥然肅然、固以猛。

、喪紀之容、恟然懾然、若不還。〔容経〕

(3) 視有四則。

朝廷之視、端流平衡。

祭祀之視、視如有將。

軍旅之視、固植虎張。

喪紀之視、不流垂綱。〔視経〕

となる。一見してわかるように、これらは一句の字数もそろい整った形をしている。しかも、(3)の視経では明らかに韻を踏んでいることからわかるように、非常に覚えやすい形になっている。また内容の面から見ると、これら四つの経はすべて朝廷・祭祀・軍旅・喪紀の四つの場においての守るべきことを簡潔に記している。例えば(3)の〔視経〕については、朝廷では視線を平衡にし、祭祀では祭られる者が眼前にいるようにし、^(注)軍隊においては直立して虎のように緊張して立ち、喪紀では視線を真下に向けるように記している。このように朝廷・祭祀・軍旅・喪紀の四つの国

家と直接にかかわる場における事柄、特に朝廷における事柄が冒頭に示されていることより、この四経は国家の政治に直接にかかわりをもつ支配者層とかかわりがあるのではないかと考えられる。さらに、この四経が非常に覚えやすく簡潔であるという事実を考慮にいれると、これらは太子あるいは次の時代の高級官僚を目指す支配者層に対する教育とかかわりがあるもの、具体的には礼の教科書的な役割をもったものではないかと想像される。

(二) 容部

次の容部は、(1)「立容」・(2)「坐容」・(3)「行容」・(4)「趨容」・(5)「辟旋之容」・(6)「跪容」・(7)「拜容」・(8)「伏容」・(9)「坐車之容」・(10)「立車之容」・(11)「兵車之容」の十一の項より成る。ここではこの中の幾つかを紹介してみたい。

(1) 頤を固めて正しく視、肩を平らかにして背を正し、臂は鼓を抱くがごとく、足の間は二寸、面を端し、纓を攝へ、股を正し足を整へ、体は肘を揺かさざるを、經立と曰ふ。因りて以て微磬するを、共立と曰ふ。因りて以て磬折するを、肅立と曰ふ。因りて以て佩を垂るるを、卑立と曰ふ。「立容」

(2) 坐するに經立の容を以てす。肘差はずして足跌かず、視ること平衡なるを、經坐と曰ふ。微俯して尊者の膝を見るを、共坐と曰ふ。仰首して視ること尋常の内を出でざるを、肅坐と曰ふ。首を廢れ肘を低るるを、卑立と曰ふ。

「坐容」

(3) 行くに微磬の容を以てす。臂は揺掉せず、肩は上下せず、身則かざるに似、従容として任ふ。「行容」

(6) 跪くに微磬の容を以てす。右を揃きて下り、左を進めて起ち、手に抑揚有り、各々其の紀を導ぶ。「跪容」

(9) 坐乗するに經坐の容を以てす。手は式を撫して、五旅を視、顧みること無からんと欲す、顧みるも轂を過ぎず。小礼には動き、中礼には式し、大礼には下る。「坐車之容」

このうち(6)の「跪容」を原文で示すと、

跪以微磬之容。(A)

揃右而下、進左而起、

手有抑揚、各尊其紀。(B)

となる。容部の大部分は、この「跪容」のように、(A)の「○以△△之容」という形の句のあとに、(B)の四字句を中心とした部分が続く。この(B)の部分は、右の「跪容」のように韻を踏んでいる場合がある。このように見ると、容部は経部と同じく暗唱に便利な形をしていることがわかる。経部では各々の動作を四つの場面に分けて述べているのに対し、容部では個々の動作(容)を、例えば立つとか坐るとか歩くとか車の中で坐るとかといった場合に応じて、手足などの身体の部分をごに置きどのような形をとるか、あるいは視線をごに置くかといったことを具体的に示している。容部は恐らく経部を補うものとして作られ、経部と共に礼の教科書的な役割をもっていたと考えられる。

ここで、容経篇以外の記述も考慮し、容についての一応の定義を下してみたい。『荀子』大略篇には、「君子律を聴き、容を習ひて而る後に士(出)づ」とある。また容という言葉は使っていないが、「坐すれば膝を見、立てば足を視、応待言語には面を見る。立てば前を視ること六尺。之を大にすれば六六、三十六、三丈六尺なり」とあり、これらは容経篇の内容と近いものである。これらよりすると、容経篇が荀子の後学と結びつきをもっていたとも考えられる。また『礼記』の玉藻篇にも、「凡そ行くの容は惕惕、廟中には斉斉、朝廷には濟濟翔翔」「君子の容は舒緩、尊ぶ所のものを見るときは斉慤、足の容は重、手の容は恭、目の容は端、口の容は止、声の容は静、頭の容は直、気の容は肅、立の容は徳、色の容は莊。坐するには尸のごとく、燕居と告とには温温たり」「戎の容は暨暨、言の容は詬詬、色の容は厲厲、視の容は清明、立の容は弁卑して調^{うづた}ること母^なかれ。頭頸は必ず中し、山のごとく立ち、時ありて行き、気を盛んにして顛実揚休す。玉色あるべし」などとあり、これらは容経篇に近い記述である。また後で引用する『史記』儒林伝でも容についての記述がある。

以上の記述も参考にして、容をそれと概念の近い礼との比較の関係でとらえてみると、礼が、例えばある儀式について、その儀式における進行の規範のようなものであると考えるならば、容はその礼の一連の動作の中で、どのような形で立つか、どこに視線を向けるか、お辞儀をする場合どの位の角度まで頭を下げるかといった個々の動作についての具体的な規定であると考えられる。

(三) 解説部

最後の解説部は、十章の無題の散文からなり、前の経部・容部が韻文に近いものであったのとは形式を異にする。これらの散文は様様の内容をもつ短文からなるが、前の経部・容部と何らかの関係があり、あるいはそれらを補足・解説したものではないかと思われる。ここではその幾つかを紹介してみたい。

(1) 若し夫れ立ちて跂し、坐して騙し、体、怠懈し、志、驕傲し、趣視数顧し、容色比せず、動静度を以てせず、妄りに咳唾し、疾言嗟氣の不順なるは、皆禁するなり。

これは経部・容部の補足として、その禁止事項を挙げたものであろう。『管子』弟子職篇は、ある学団における弟子が師に仕える作法を記したものとthinkられるが、この中に「危坐して師に郷ひて作はずること母かれ」「交坐するときに尊者に倍くこと母かれ」などがあるが、これは容経篇のこの部分の記述に近いものであろう。

(8) 古者聖王は、居るに法則有り、動くに文章有り。……行くに采薺を以てし、趨るに肆夏を以てし、歩は規に中り、折は矩に中り、車に登れば則ち馬行きて鸞鳴り、鸞鳴りて和す。声に応ずるを和と曰ふ。和すれば則ち敬す。……とあるのも、やはり(1)と同じように経部・容部を補うものであろう。『韓詩外伝』卷一の第十六章には、「立てば則ち磬折し、掲げば則ち抱鼓し、行歩は規に中り、折旋は矩に中る」とあり、右の引用と近似した表現である。なお『韓子外伝』のこの部分には、「入りては則ち薺を撞き、左の五鐘皆之に応じて、以て容貌を治む。容貌得れば則ち顔色斉ひ、顔色斉へば則ち肌膚安んず」という記述があり、楽によって容貌を治めたことを物語っており、容について考える上で一つの参考資料となろう。

解説部には教育に関する記述も含まれる。

(2) 古者年九歳にして入りて小学に就き、小節をふみ、小道を業とす。束髪して大学に就き、大節をふみ、大道を業とす。是を以て邪放非辟は、因りて之に入ること無し。諺に曰く、「君子重襲すれば、小人入るに由無し。正人十倍すれば、邪辟来るに由無し」と。古の人は其れ近き所を謹むか。詩に曰く、「芄芄たる械櫜、之を薪にして之を標む。濟濟たる辟王、左右之に趨く」と。此れ左右曰に善を以て趨くを言ふなり。これは大学について触れている点で注目されるものである。また、

(10) 人主太^{はな}た浅ければ則ち知^し闇^{くら}く、太だ博ければ則ち業^{わざ}厭^{いと}ふ。二者は異なれども（欠字あり）同じく敗れ、其の傷必ず至る。故に師傳の道は、既に其の施を美にし、又其の斉を慎む。疾徐を適にし多少を任じ、造りて趣^{おも}くこと勿く、稍して苦しむこと勿く、其の省みる所を省みて、其の堪ふる所を堪ふ。故に力^{ちから}勞^{らう}せずして身大に盛なり。此れ聖人の化なり。

とあり、ここでは師傳の道を論じている。なお賈誼は、長沙王及び梁の懷王の大傳となつたことがあり、この記述と賈誼との間に何らかの關係を探ることができよう。このように解説部の(2)・(10)は教育に関する記述であり、経部・容部が礼の教科書的な役割を持っているであろうとする先の考えに對しての一つの裏付にもなるであろう。

この解説部には、『大戴礼』保傳篇に採られている部分がある。それは先に挙げた(2)・(3)及び、
(9) 古の路^ろ輿^よを為^{つく}るや、蓋し円は以て天を象り、二十八擦は以て列星を象り、軫の方は以て地を象り、三十幅は以て月を象る。……

の部分である。(9)では路輿（天子の車）が天地に象つてゐることを述べている。『大戴礼』保傳篇には、容經篇の他に『新書』の保傳・傳職・胎教の各篇と一致する部分も含み、さらに『新書』保傳篇は『漢書』賈誼伝にも引かれており、容經篇の成立を考える上での参考となろう。

なお容經篇には、この他に孔子と弟子の容に関する逸話(4)、(5)、中を尊ぶべきことを説いたもの(6)、(8)、『易』の乾の卦の解釈について(7)などがあり、様々の内容からなるが、経部・容部と何らかのつながりがあることは察せられる。

二、『新書』について

容經篇の成立を見るに當つて、『新書』の成立について触れておきたい。

『漢書』賈誼伝の班固の賛には、「凡そ著述する所五十八篇、其の世事に切なる者を綴りて伝を著す。」とあり、『漢書』藝文志にも『賈誼五十八篇』とある。現在の『新書』は十卷五十七・五十九篇であり、『漢書』の記述と一致す

る。ただし現在の『新書』の巻五の間孝篇及び巻十の礼容語上篇は目のみである。また『漢書』賈誼伝中の上奏文は、大部分現在の『新書』と重なっている。ただ上奏文には、『新書』にはなく『大戴礼』礼察篇と重なる部分がある。以上からすると『漢書』芸文志に記されている『賈誼五十八篇』と現在の『新書』とは、若干の問題を含んではいるが、形の上では一致していると考えられそうである。なお『漢書』には賈誼伝の他に食貨志にも『新書』と重なる部分がある。また容経篇は『漢書』には採られていない。

しかし、朱子は『朱子語類』の中で、「賈誼新書は、漢書中に載する所を除くれば、余は亦粹を得難き者なり。看來れば只だ是れ賈誼は一雜記稿なるのみ。」(巻一三五)と述べ、『漢書』に載せられていない『新書』の部分は雑多で見るべきものはないとしている。さらに宋の陳振孫は『直齋書錄解題』の中で、「漢書の有する所に非ざるは、輒ち淺駁にして觀るに足らず。決して誼の本書に非ず。」(巻九)と述べている。『四庫全書總目提要』では、「後原本散佚し、好事者因りて本伝に有する所の諸伝を取りて、其の文を離析し、各々標目を為りて、以て五十八篇の数に足らず。故に鉅釘此に至る。其の書全真ならず、亦全偽ならず。朱子以て雜記彙と為すは、固に其の術を核めず。陳氏以て決して誼の書に非ずと為すは、尤だ篤論に非ざるなり」と記している。このように『漢書』の上奏文が『新書』を襲ったものではなく、逆に『漢書』を基にして現在の『新書』が作られたと考えるむきもある。

これに対して余嘉錫は、『四庫提要弁証』の中で当時の上奏文の形態を考証し、『新書』の方が『漢書』の上奏文よりも古い形であろうとしている。また彼は、先醒篇に「懷王、賈君に問ふ」とあり、勸学篇に「門人学者に謂ふ」という記述があることから、『新書』は他の多くの諸子の書と同様に弟子や門人達によつて記された部分もあることを指摘している。さらに、『漢書』に採られていない『新書』の部分は雑多で見るべきものがないという朱子等の説に対しては、上奏文に引かれている部分とは異なり比較して校勘すべき文献をもたなかったからだと考えれば一応の説明はつくであろう。また『新書』は賈誼自身がまとめたものではなく、弟子や門人達が賈誼の草稿や弟子の記録なども含めて編纂したものと考えるなら、「世事に切なる者を擧」つてそこに選択の余地があつた上奏文に比べ、その他の部分が劣っているのは当然であると考えられる。このように見てくると、容経篇のように『漢書』に採られていない『新書』の部分も、賈誼と何らかの関係があると考えすることは可能であらう。^(注3)

さらに、一九七三年に長沙の馬王堆漢墓から出土した帛書^(注4)からも、従来その成立が下とする説もあった『老子』も文帝期にはほぼ現在と同じ形で存在していたことが明らかとなり、従来偽書の代表とされてきた『鶡冠子』さえも当時すでに存在していた可能性が大きくなった。このように書物の成立をより古い時代に溯^{さかの}らせる傾向にある今日において、容経篇のように従来注目されなかった部分を中心に当時の思想界の状況を考え直してみること意義あることと考える。

三、文景期の礼思想

前章では『新書』の成立について簡単に触れ、容経篇の成立が賈誼の生きていた時代に近い時代（文景期）のものと考えられる可能性があることを指摘した。次に考察を要するのは、容経篇に述べられている内容が、文景期の思想界の情況に当てはめて考えた場合、そこに矛盾する点がないかという問題である。

容経篇前半の経部・容部と後半の解説部とは、経と解の關係に近いものであると考えられる。漢代初期の思想界の特徴として、自派の經典を定め、それに解説を加えていくとする傾向があったと考えられる。馬王堆出土の古佚書にも『経法』『十六経』など経の字がつけられたものもあるし、経に対する解あるいは伝の形をとる『韓非子』喻老・解老両篇・『韓詩外伝』・『尚書大伝』などが出に現れたのもこの時代である。恐らく容経篇は、このような漢代初期の時代情況と何らかのかかわりをもっていたと考えられる。

さらに、第二章において容経篇の記述と類似したものとして、『荀子』大略篇・『礼記』玉藻篇・『韓子外伝』等を引用したが、これらの文献は前漢初期の成立と見られる。従って容経篇の成立は、これらの文献の成立時期と近いものであると考えられよう。もちろん容経篇前半の経部・容部と後半の解説部の間には成立の開きがある可能性もあるが、恐らく容経篇の成立は文景期ごろであり、たとえそれからはずれるにしてもそう遠くない時代のものであると考えられる。

『史記』儒林伝にも容について記述している部分がある。

諸々の学者多く礼を言ふ。而して魯の高堂生、最たり。礼を本づくるに、固より孔子の時よりして、其の経緯^{きんゐ}らず。秦の書を焚^やくに至るに及びて、書の散亡すること益々多し。今に於ては独り士礼のみ有り。高堂生能く之を言ひ、而して魯の徐生善く容を為す。孝文帝の時、徐生、容を以て礼官大夫と為る。子に伝へ、孫の徐延・徐襄に至る。襄は其の天姿善く容を為せども、礼経に通ずること能はず。延は頗る能くすれども、未だ善からざるなり。襄は容を以て漢の礼官大夫と為り、広陵の内史に至る。延及び徐子の弟子公戸滿意・桓生・単次^{たんじ}、皆常^{つね}て漢の礼官大夫と為る。而して瑕立・蕭奮、礼を以て淮陽の太守と為る。是の後、能く礼を言い容を為す者は徐氏に由る。

儒林伝の記述によれば、文帝の時代に徐生が容に通じており、それが孫の時代まで続いたことになる。また最後の「能く礼を言ひ容を為す者は徐氏に由る。」という記述から、特に文帝期以後に容がクローズ・アップされたことが伺われる。また高堂生が『士礼』（『儀礼』）に通じ、徐生が容に通じていたという記述より、礼が理論的事柄に重点が置かれているのに対し、容は実践的な面を強調するものではなかったかと想像される。

秦及び漢代初期（恵帝期ごろまで）の思想界の特色は、道家思想の影響もあつて形而上学的方向に思想が発展したことである。例えば『易』や『礼記』中庸篇など儒教の理論を述べた文献の成立もこの時期とかかわってくる。しかし、文帝期においてはそれらの問題は議論し尽され、逆にそれらの思想をいかに現実に応用させるかという具体性が礼という形で問われた時代であつたと言えよう。例えば『史記』の列伝の中から拾つてみると、

①孝景帝の季年、万石君、上大夫の禄を以て家に帰老し、歳時を以て朝臣と為る。宮の門闕を過ぐれば、万石君、必ず車を下りて趨り、路馬を見れば必ず式す。子孫、小吏と為り、来り帰りて謁すれば、万石君、必ず朝服して之を見、名いはず。（卷一〇三 万石張敖伝列）

②上、上林に幸^{あき}す。皇后・慎夫人從ふ。その禁中に在るや、常に席を同じくして坐す。坐するに及びて、郎署の長、席を布く。袁盎、慎夫人の坐を引き却^しく。慎夫人怒り、坐するを肯^がせず。上も亦怒り、起ちて禁中に入る。盎、因りて前^{まへ}み説きて曰く、「臣聞く、『尊卑序有^じれば、則ち上下和す。』と。今、陛下、既^{すで}己に后を立つ。慎夫人は乃ち妾なり。妾と主とは豈に与に坐を同じくすべけんや。且つ陛下、之を幸せば、即ち厚く之に賜へ。陛下、慎夫人の為にする所以は、適に之に禍する所以なり。陛下、独り人衆を見ざるや。」と。是に於て、上、乃ち説び、召して慎夫

に語ぐ。慎夫人、盎に金五十觔を賜ふ。（卷一〇一 袁盎晁錯列伝）

という記述があり、また『漢書』には、

③初め、元王、申公等を敬礼す。穆生、酒を耆たまず。元王、酒を置く毎に、常に穆生の為に醴を設く。王戊の即位するに及びて、常に設け、後、設くるを忘る。穆生、退きて曰く、「以て逝さるべし。醴酒設けず、王の意怠れり。去らずんば、楚人、將に我を市に鉗せんとす。」と。疾と称して臥す。申公・白生、強ひて之を起して曰く、「独り先王の徳を念はずや。今、王、一旦小礼を失す。何ぞ此に至るに足らんや。」と。穆生曰く、「易に称す、『幾を知るは其れ神か。幾は動の微なり。吉凶の先づ見はるる者なり。君子は幾を見て作つくつ。日を終ふるを俟たず。』と。先王の吾が三人を礼する所以の者は、道の存するが為の故なり。今にして之を忽ゆるがせにす、是れ道を忘るるなり。道を忘るるの人は、胡んぞ与に久しく処るべけんや。豈に區區の礼の為ならんや。」と。遂に病と謝して去る。申公、白生独り留まる。（卷三六 楚元王伝）

とある。①に示したように、当時礼をよく実行することで評判をとった万石君の行状は、すべて礼の具体的な実践に就いての事柄であった。また②に示した、袁盎が文帝に幸に同行した際、皇后と慎夫人との同席を許さなかった逸話、さらに③に示した、穆生が醴（甘酒）が用意されていなかったことを理由に楚を去った話などは、当時礼が非常に細かな点にわたって問題にされていたことが伺われる。しかもその細かな礼は、あくまでもその礼の根底にある精神が問題にされていたことに注目したい。

容経篇では細かな容の規定が定められているが、その背景には文帝期前後のこのような時代風潮があったと想像される。

四、賈誼と容経篇

小論第二章では、現在の『新書』をもとにして『漢書』賈誼伝の上奏文が作られたであろうことを述べた。しかし、賈誼の思想や政策の中心が賈誼伝に述べられていることは事実であり、また従来の賈誼の研究も賈誼伝が中心であっ

た。そこで容経篇と賈誼の關係を見る場合、『漢書』賈誼伝について触れてみる必要がある。

賈誼伝の上奏文は、一読して明らかなよう礼が強調されている。それは文帝期には内には諸侯王、外には匈奴の問題を抱えており、それを正すために天子を中心とする中央集権的な国家を礼を中心に据えて確立する必要があったからである。^(注5) また賈誼は、風俗の乱れや家族間の秩序の乱れを憂え、それも同時に礼によって正そうとしたことが伺われる。^(注6)

しかし、賈誼伝には容に関する具体的な記述は見あたらない。従って賈誼伝の記述からは、容経篇が賈誼の手になったと断定することは無理である。ただ『新書』卷十の礼容語下篇(上篇は欠)に、説話の中の部分ではあるが、吾、晋君の容を見、而して三邾の語を聴くに、殆んど必ず禍有らん。君子は、目以て体を正し、足以て之に従ふ。是を以て容を觀て、而して其の心を知る。

という容についての記述があり、容経篇の内容に近いものである。先にも述べたように『新書』が、賈誼の弟子や門人達がまとめたものであると考えるならば、そこには賈誼の草稿や弟子の記録、さらには賈誼が坐右に置いていたような文献まで含まれていたと考えることもできる。このように見ていくと、容経篇が賈誼と何らかの關係があったと考えることは可能である。

次に、賈誼の伝記(『漢書』賈誼伝を中心にして)から容経篇とのかかわりを見ていきたい。二十二歳の年に賈誼は、水徳を土徳に改めること、及び正朔その他の変更を上奏している。このことは採用されず、逆に灌嬰ら旧勢力の反発をかって長沙に左遷される原因の一つになったものと考えられる。若さと自己の才能に任せて理想主義的改革を打出した賈誼は、それが受け入れられず、左遷された長沙の地で長沙王の太傅として実際に現場で教育に当ることによって、現実とのかかわりで物を見ることができるようになったと想像される。実際賈誼が政界復帰後に出した上奏文は、ことごとく現実政治に関する^(注7)ことばかりであった。また当時の上奏文には、国家を治めていく上での根本の問題として太子教育の重要性を説いている。さらに、賈誼が後に梁の懷王の太傅となり、王の落馬による死の責任を感じ、賈誼もそれがもとで病み三十三歳の若さで生涯を終えたことは、賈誼の教育觀と教育の責任をいかに重要に考えていたかを示すものである。

先にも述べたように容経篇は、国家の政治と直接関与しうる者を対象にしたと考えられる。こう見るならば容経篇は、賈誼が太子教育に力を傾けた事実と深い関係があったのではないかと想像される。

五、漢初 of 教育思想

さて、次に広く当時の教育に関する文献との関係から容経篇を見てみたい。秦漢時代の教育の原則について述べた文献には、『管子』の弟子職篇、『礼記』大学・学記両篇、及び睡虎地出土の『為吏之道』などがあげられる。このうち弟子職と『為吏之道』は、学団の中において弟子としての守るべきこと、あるいは役人としての守るべき規定を示したもので、容経篇と近い記述も見られる。

しかし、ここで注目したいのは『礼記』大学篇との関係である。その理由の一つは、容経篇（解説部の(2)）にも大学の語があり、当時の大学制度について考える上で参考となるからである。容経篇には、

古者年九歳にして入りて小学に就き、小節を踰み、小道を業とす。束髪して大学に就き、大節を踰み、大道を業とす。(前出)

とある。また『漢書』賈誼伝の上奏文（『新書』保傳篇とも一致）にも、

太子の少しく長ずるに及びて、妃色を知れば、則ち学に入る。学は学ぶ所の官（官）なり。学礼に曰く、『帝、東学に入りて、親を上げ仁を貴べば、則ち親疏序有りて恩相及ぶ。帝、南学に入りて、……。帝、西学に入りて、……。帝、北学に入りて、……。帝、太学に入りて、師に受け道を問ひ、退き習ひて太傳に考す。太傳其の則らざるを罰し、其の及ばざるを匡たがさば、則ち徳智長じて知道得たり。

とあり、学礼からの引用ではあるが太学の語が見える。さらに、文帝期の政治原則を示したといわれる『礼記』王制篇にも、

天子、之に教へることを命じて、然る後に学を為る。小学は公宮の南の左に在り、大学は郊に在り。天子には辟雍と曰ひ、諸候には頌宮と曰ふ。

とある。これらの記述からすると、大学（太学）は太子を教育する機関であると共に、同時に将来の官僚達をも教育する機関であつたと考えられる。このように見るなら、当時の太子の教育と官僚の育生とは、根本的には多くの部分で重なり合うものだと考えられる。

容経篇と大学篇とを結びつける理由の第二としては、この二つの文献は共に自己の修養が国の支配と直接に結びつけて考えることが可能である支配者階級を対象にしている点である。大学篇のいわゆる八項目には、

古の明德を天下に明かにせんと欲する者は、先づ其の国を治む。其の国を治めんと欲する者は、先づ其の家を斉ふ。其の家を斉へんと欲する者は、先づ其の身を修む。其の身を修めんと欲する者は、先づ其の心を正す。其の心を正さんと欲する者は、先づ其の意を誠にす。其の意を誠にせんと欲する者は、先づ其の知を致す。知を致すは物に格るに在り。

とあり、自己の修養と天下の支配とを直接に結びつけて考えている。なお大学篇の成立時期に関しては諸説あるが、赤塚忠氏・木村英一氏は『礼記』王制篇との関係などから文帝期に世に出たものであろうことを示唆しておられる。^(注8) また赤塚氏も指摘されているように、大学篇と賈誼伝や過秦論との間には思想や語句の近似が見られる。^(注9) このように大学篇が文帝期とかかわりあいをもつと考えるなら、当時を代表する思想家である賈誼との間には、たとえ間接的であるにせよ何らかの関係があつたと考えられよう。

文帝期は、八条目に示されているように、支配者の側では自己の修養を天下の支配と直接に結びつけて考えることが問題になっていたと考えられる。修身が平天下に直接結びつくということは、とりもなおさず天下を支配するためには自己の身近な礼儀作法とかをいかに正しく行っていくかが問題であるかということの意味している。こう考えたと容経篇の内容は、八条目の修身とかかわってくるであろう。大学篇の八条目を単なる理論としてだけでなく、それを一貫したものであるとして現実の政治に応用しようとする場合、そこに必要となるのは、八条目を実行する具体的な示標となるものである。そのような示標として細かな礼や容が規定されたと考えられる。容経篇は、このような思想界の状況の中で製作されていった幾つかの文献の一つ、あるいはそのような文献の断片ではないかと考えられる。

ま と め

以上『新書』の容経篇をとりあげ、それが賈誼の生きていた時代に近い資料であることを指摘し、それは恐らく当時の教育と関係の深いものであり、容の指標（教科書）となるものではないかと考えた。そして容経篇を、文帝期の資料と考えられる『礼記』大学篇と対応する可能性があることを指摘した。

武帝期において、儒教が国教としての地位を得るためには、当然その前の時代である文景期に何らかの準備がなされていたと考えられる。漢代の研究も進み、考古学的にも新しい資料が発見された今日において、文景期を単に無為休息の時代と考えるだけでなく、新しい時代へ向けての可能性が模索されていた時代であると考えるべきである。武帝期に儒教が思想界を支配した理由の一つとして、文景期に単なる政治論である法家や無為自然を説く道家よりも、道徳を説く儒家が教育界を支配することが可能であったからだと考えられよう。このように考えるならば、文景期の教育について改めて考えてみる必要があるであろう。その意味で容経篇は、文景期の思想・教育を見直していく上で重要な役割をもつものであると考える。

注

(1) 『礼記』玉藻篇には、「凡そ祭には、容貌・顔色・祭る所の者を見るがごとし。」とあり、「視経」に近い記述である。

(2) 『漢魏双書』本では目録には五十六篇とあるが、これは解县篇が本文ではあるのに目録では脱しているためで、実際には五十七篇である。

(3) 金谷治著『秦漢思想研究』（P二九四以下）、重沢俊郎著『原始儒家思想と経学』（P一六九以下）では、『漢書』にとられていない『新書』の部分も、慎重な考察を踏まえた上で、積極的に利用しようとする立場に立っている。

(4) 馬王堆三号墓構築の年である文帝十二(前一六八)年は賈誼の没した年であり、さらに長沙の地はかつて賈誼が長沙王の太傅として赴任した地である。このことより、これらの文献と賈誼とは直接の関係はないが、賈誼の生きていた時代を反映していたとは考えられる。

(5) 賈誼伝には例えば、「人主の尊きこと譬へば堂のごとく、群臣は陛のごとく、衆庶は地のごとし。故に陛、九級にして上り、廉、地に遠ければ、則ち堂高し。陛に級亡く、廉、地に近ければ、則ち堂卑し。高き者は攀じ難く、卑き者は陵り易し。理勢然ればなり」とある。

(6) 例えば、「夫れ君臣を立て、上下を等へ、父子をして礼有り、六親をして紀あらしむるは、天の為す所に非ずして、人の設くる所なり」とある。

(7) 例えば、「夫れ三代の長久なる所以の者は、其の太子を輔翼するは此の具有るを以てなり。秦に及びては然らず。……趙高をして胡亥に傳として之に獄を教へしむ、習ふ所の者は、人を斬劓するに非ざれば、則ち人の三族を夷するなり。……豈に憊だ胡亥の性、惡なるのみならんや。彼の其の之を道とする所以の者、其の理に非ざるが故なり」とある。

(8) 赤塚忠著『大学・中庸』(新釈漢文大系 第二卷 明治書院)解説。木村英一著『中国哲学の探究』(創文社) P 二一九以下。

(9) 前掲書、『大学』本文の注釈部分。